

部活動実施確認事項 [1/25~原則3月末まで] (改訂版5)

- 1) **活動時間は、2時間以内、かつ生徒完全下校時刻を18時とする。**
朝練習は、可とする。(但し、校長に申請し、許可を得ること)
- 2) **週に2日以上は、必ず完全休養日を設けること。(土曜日・日曜日のどちらかは完全休養日とする)**
- 3) **活動場所は、必ず「新しい生活様式」の条件を満たす場所を選択すること。**
[移動手段として公用車を使用する場合、①マスク着用②座席間の工夫③換気(窓を開ける)を行い「3密」回避を徹底する。④車内では会話をしない。]
- 4) **発熱(37.0度以上)がある等、体調不良の生徒の参加を認めない。**
部活動開始前・終了に必ず検温・健康チェックを行い、記録用紙に記録し、健康管理を徹底する。
- 5) **家庭内に発熱(37.0度以上)がある等、体調不良者がいる生徒の参加を認めない。**
- 6) **活動は本校生徒のみで、必ず教職員の管理下で実施する。指導教職員は、必ずマスクを着用する。**
- 7) 「マスク」「タオル」「水分」等は、必ず生徒個々で用意させる。
- 8) **練習開始・終了時の生徒集合は、「必ずマスクを着用」、「個々の距離をとり、一方向を向くように隊列」し、話し手(コーチ等)との距離を十分確保して実施する。**
- 9) **練習中及び管楽器演奏以外はマスクを着用し、近距離での会話は控える。**
特に、練習中の大声・激しい呼気を伴う活動は飛沫感染リスクを非常に高めるので、絶対に避ける。
また、練習の合間の休憩時、無防備となることが多々あるので、十分注意が必要。
- 10) 体育館・柔剣道場・教室等の活動場所では、2方向以上の窓を同時に開けるなど、**換気**を徹底する。
- 11) 部室・練習場所にアルコール消毒を設置。また、大会及び練習試合等にもアルコール消毒を持参して、「手洗い」「手指消毒」を励行し感染症予防を徹底する。
- 12) 生徒が手を触れる箇所(ドアノブ・手すり・スイッチ・ボール等)を消毒液等でこまめに消毒する。
- 13) **部室の使用については、常に換気を行い、使用人数を制限し、更衣のみの短時間利用を徹底する。**
特に、飲食は厳禁。更衣時には、身体的距離を十分に確保し、会話はしない。(厳守)
- 14) 管理責任教職員は、部員の下校最終確認を行い、「**部活動終了後・帰宅途中に、生徒同士での飲食は絶対に避ける**」ことを徹底し、速やかな帰宅を促す。
- 15) **県内外の合同練習・練習試合は、不可とする。**
- 16) **R3年度新入生の練習への参加については、校長に申請し、許可を得ること。(原則、3/25以降から)**
- 17) **公式大会への参加は、大会登録メンバーのみを本校教職員が引率して参加する。**

【今後の練習計画の見直しについて】

- 1) **身体的な接触や近距離で組み合うような活動は避け、個人の技能・体力維持を目的とした活動のみに練習計画を変更する。(1:1以上のチーム対人練習は、不可)**
- 2) 吹奏楽・演劇・ダンスの練習を室内でやむを得ず実施する場合は、人数を制限した上で身体的距離を十分確保し、対面しないで**個人練習のみ**とする。室内の換気は、常に行っておく。
- 3) **生徒の疲労が蓄積しないよう、十分な休養を取りながら活動できる練習計画に変更する。**
- 4) 現状下での優先順位は、「**感染リスクを下げ、感染しない、感染させない**」ことです。
クラスターが発生すれば、部活動の活動停止だけではなく、臨時休校となり、学校が止まります。
指導者の慎重かつ的確な判断が求められます。緊張感をもって対応願います。